

周知文（見本）

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出（予定含む）している場合

（社内メールによる周知の場合の見本）

- ◆ パターン1
- ◆ パターン2

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

（掲示・配付による周知の場合の見本）

- ◆ パターン3
- ◆ パターン4

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出していない場合

（社内メールによる周知の場合の見本）

- ◆ パターン5
- ◆ パターン6

（掲示・配付による周知の場合の見本）

- ◆ パターン7
- ◆ パターン8

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン1

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

~~~~~

件名：令和7年分 確定申告は「自宅から簡単・便利に」！ e-Tax・マイナポータル連携を利用した申告について

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、給与情報や医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

🔗 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

- ☞ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし
- ☞ 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
- ☞ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
- ☞ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

🔗 [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン2

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和7年分確定申告はマイナポータル連携でもっとラクに！「ちょっとやってみようかな」から始めてみませんか？

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、給与情報のみならず、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

~~~~~

## 【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン3

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

### 税務署からのお知らせ

#### ～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、給与情報や医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

⌚ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

⌚ 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

⌚ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

⌚ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン4

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、給与情報のみならず、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用ください！

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)

[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン5

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和7年分 確定申告は「自宅から簡単・便利に」！ e-Tax・マイナポータル連携を利用した申告について

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

⌚ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

⌚ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

⌚ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

⌚ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ 国税庁HP参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン6

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

~~~~~  
件名：令和7年分確定申告はマイナポータル連携でもっとラクに！「ちょっとやってみようかな」から始めてみませんか？

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

⌚ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

⌚ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

⌚ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

⌚ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

~~~~~

## 【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン7

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

### 税務署からのお知らせ

#### ～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。



⑥ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>

e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

☞ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

☞ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

☞ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

☞ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⑥ [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン8

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用ください！

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)

[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！